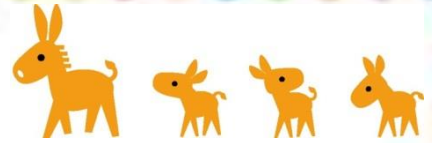


認知症サポーター養成講座
を受けて



「認知症サポート事業所」 になりませんか

市では、認知症について正しく理解し、認知症の人にやさしいまちづくりを目指し、取り組んでいます。

認知症の人やご家族が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、地域全体で応援していきませんか。

「認知症サポート事業所」とは？

従業員の半数以上の方が認知症サポーターで、認知症の人にやさしいまちづくりに賛同している市内の事業所（事業所、施設、店舗等）のことです。

「認知症サポート事業所」になるには？

- ①従業員の半数以上の方に認知症サポーター養成講座を受講していただきます。
（講座の詳細は、講座案内をご覧ください。）
 - ②「認知症サポート事業所」認定申請書及び取組内容を介護福祉課に提出してください。
 - ③「むつ市認知症サポート事業所」として、認定証及びステッカーを交付します。
- ※認定期間は、認定した日の属する年度の翌々年度の末日までです。その後、更新申請を行うと継続することができます。



ステッカー（A5サイズ）

対象となる事業所等

- 企業・団体： 金融機関、商店、スーパーマーケット、
コンビニエンスストア、薬局、理・美容店、
旅館業者、宅配業者、飲食店、保険会社等
- 公共サービス関連： 郵便局、警察、電気・ガス・水道業者等
- 公共交通機関： バス、タクシー等

何をすればいいの？

特別な対応をお願いするわけではありません。
認知症と思われる方がいらしたら、温かく見守りながら、優しい対応をお願いします。

認定されると

事業所名や取組内容を市民の皆様にも市ホームページで紹介します。事業所は「むつ市認知症サポート事業所」に認定されたことをPRすることができます。

また、みちのく銀行との協定により、事業者や従業員向けの金利優遇制度を利用することができます。

応募先・問い合わせ先

むつ市介護福祉課 地域包括支援センター
TEL 0175-22-1111 内線2565